

# 動物実験規程に基づく動物実験に対する基本姿勢

医薬品の研究・開発においては、薬の効果や安全性を確認するために動物を用いた実験が不可欠です。同時に、これらの研究に使用する実験動物について、その健康と福祉に十分な配慮をすることが必要です。協和発酵キリンでは、動物実験等に関する国内外の法令・告示・指針・ガイドラインを踏まえた「協和発酵キリン（株）動物実験規程」を制定し、動物福祉の観点に配慮しつつ、科学的観点に基づいて実験動物の飼養管理及び動物実験を適正に実施する取り組みを実践しています。

## 1 責任体制

適正な動物実験の実施を図るため、代表取締役社長の責任のもと、研究開発本部長が動物実験委員会を設置するとともに、選任獣医師及び施設責任者を任命しています。

## 2 動物実験の審査と承認

すべての動物実験計画について、動物実験委員会が審査し、その結果を基に承認された実験のみを実施しています。具体的には、研究員から申請されたすべての動物実験計画について、動物実験における3Rの原則[苦痛の軽減(refinement)、代替試験法の積極的な採用(replacement)、使用する実験動物数の削減(reduction)]に基づいて、動物福祉及び科学的合理性の観点から動物実験委員会が客観的に審査します。その審査結果を基に実験計画の可否を施設責任者が判断し、承認された動物実験のみが実施されています。実験動物を用いた研究が開始された後は、動物の健康・福祉の観点から、動物実験委員会及び選任獣医師による助言や指導を行っています。

## 3 教育訓練

実験動物を用いる研究員や飼養者に対して、業務開始前に動物福祉に関する法令等の教育及び動物の取扱いに関する教育・訓練を実施しています。さらに毎年1回以上の定期的な再教育を実施し、法令や社会環境の変化ならびに科学の進歩に対応した動物福祉の理解に努めています。また、動物管理担当者には実験動物技術の有資格者<sup>注1</sup>を配置し、実験動物の取扱いに対し必要十分な配慮をしています。

## 4 自己点検評価及び外部検証

動物実験委員会による定期的な施設の実地調査を通じた機関内規程の遵守状況の確認、及び法令・告示・指針への適合性に関する自己点検評価を実施することにより、動物福祉の向上に対して継続的に努力しています。2014年度も機関内で定めた手順に則って、動物実験施設及び実施状況を自己点検・評価し、適切な実施を確認しました。また、世界的な第三者評価機関であるAAALAC International<sup>注2</sup>の認証を2014年に3月に取得しています。

注1：実験動物技術者（社団法人 日本実験動物協会が認定する民間資格）

注2：Association for Assessment and Accreditation of Laboratory Animal Care Internationalの略称。自主的な審査と認証プログラムを通して、科学における動物の人道的な管理を促進する民間非営利組織。